

市内河川一覧表

河川名	種別	市内流路	延長(km)	管理主体
久慈川	一級河川	常陸太田市境から河口まで	6.5	国
茂宮川	一級河川	常陸太田市境から河口まで	5.1	県
里川	一級河川	里美村境から常陸太田市境	5.3	〃
入四間川	一級河川	入四間町字宮脇 304 番地先堰堤から里川合流点まで	3.1	〃
	普通河川	入四間町字宮脇 305 番地先堰堤から上流まで	3.9	市
瀬上川	二級河川	久慈町字川荻 1368 番地先から河口まで	0.5	県
	普通河川	瀬上川二級河川の上流	1.8	市
大沼川	二級河川	大沼町字大原 2412 番地先から河口まで	2.9	県
金沢川	二級河川	金沢町字北向 2600 番 2 地先から河口まで	2.5	〃
	普通河川	金沢町字三ッ峯 2822 番地先から字北向 2600 番 2 まで	0.8	市
桜川	二級河川	大久保町字羽黒 1977 番地先から河口まで	3.5	県
	普通河川	大久保町字白石 2747 番地先から字羽黒 1977 番まで	1.4	市
鮎川	二級河川	諏訪町字大平田地先から河口まで	5.0	県
	普通河川	諏訪町字大平田地先	1.8	市
宮田川	二級河川	宮田町大雄院地先から河口まで	7.8	県
	普通河川	宮田町	0.1	市
東連津川	二級河川	小木津町字岩本地先から河口まで	8.2	県
	普通河川	小木津町字岩本	0.9	市
十王川	二級河川	十王町高原 1955 番 4 地先から河口まで	17.1	県
	普通河川	十王町高原 2046 番地先から十王町高原 1955 番 4 まで	2.7	市
小石川	二級河川	十王町山部 2297 番地先から河口まで	5.0	県
	準用河川	十王町山部 1966 番地先から十王町友部 2297 番まで	1.5	市
大川	準用河川	大久保町字天神山 2262 番地先から河口まで	3.0	〃
	普通河川	大久保町字菩提 2261 番地先から字天神山 2262 番まで	0.7	〃
北川	準用河川	滑川町字滝の作 2805 番 1 地先から河口まで	2.8	〃
	普通河川	滑川町字滝の作	0.8	〃
田尻川	準用河川	田尻町字上合 346 番地先から河口まで	3.5	〃
	普通河川	田尻町字上合 386 番地先から字上合 346 番まで	0.3	〃
折笠川	準用河川	砂沢町字屋敷前 477 番 1 地先から河口まで	3.1	〃
	普通河川	砂沢町 654 番地先から砂沢町字屋敷前 477 番 1 まで	0.8	〃
反田川	準用河川	川尻町字下山崎 828 番地先から十王川合流まで	1.1	〃
	普通河川	川尻町	0.7	〃

資料 6-1

河川名	種別	市内流路	延長(km)	管理主体
落見川	準用河川	神田町字築田 1273 番 10 から茂宮川合流まで	3.6	市
	普通河川	神田町字雨田 686 番から神田町字築田 1273 番合流ま	0.7	〃
桜川	準用河川	十王町山部 2347 番地先から十王町山部 3060 番 1 合流	3.2	〃
南川尻川	普通河川	大みか町	1.1	〃
泉川	普通河川	水木町	0.8	〃
第二大沼川	普通河川	金沢町	0.9	〃
梶沢川	普通河川	河原子町	0.8	〃
八反原川	普通河川	油繩子町	1.5	〃
塚田川	普通河川	河原子町	0.9	〃
支川大川	普通河川	大久保町	0.6	〃
北ノ沢川	普通河川	諏訪町	2.6	〃
池ノ川	普通河川	中成沢町	1.4	〃
後沢川	普通河川	西成沢町	1.7	〃
舟入川	普通河川	助川町から会瀬町	2.1	〃
第二雨降川	普通河川	旭町	0.2	〃
銀水沢	普通河川	助川町	1.4	〃
雨降川	普通河川	助川町 2 丁目から旭町 2 丁目	1.8	〃
数沢川	普通河川	助川町から宮田町	2.7	〃
平沢川	普通河川	助川町	1.7	〃
支川平沢川	普通河川	助川町	0.6	〃
神峰沢	普通河川	宮田町	1.2	〃
滝の上川	普通河川	宮田町	0.8	〃
所沢川	普通河川	滑川町	2.3	〃
支川所沢川	普通河川	滑川町	1.0	〃
太田尻川	普通河川	田尻町	2.7	〃
種殿川	普通河川	田尻町	0.6	〃
岩本川	普通河川	小木津町	2.5	〃
小舟川	普通河川	砂沢町から小木津町	1.4	〃
空久保川	普通河川	砂沢町	1.0	〃
前芝川	普通河川	折笠町	1.0	〃
油川	普通河川	川尻町	1.5	〃
旧反田川	普通河川	川尻町	1.1	〃
小貝川	普通河川	川尻町	1.1	〃
滝沢川	普通河川	東河内町	3.8	〃

資料 6-1

河川名	種別	市内流路	延長(km)	管理主体
笹目川	普通河川	入四間町	3.4	市
深萩川	普通河川	中深萩町	4.9	〃
格面川	普通河川	中深萩町	2.0	〃
呉坪川	普通河川	中深萩町	3.2	〃
下幡川	普通河川	中深萩町	3.9	〃
山部川	普通河川	十王町山部	2.5	〃
上石川	普通河川	十王町友部	2.3	〃
藤坂川	普通河川	十王町高原	3.5	〃
奥撫川	普通河川	十王町高原	1.7	〃
大平川	普通河川	十王町高原	1.6	〃
黒田川	普通河川	十王町高原	3.8	〃
高原川	普通河川	十王町高原	4.4	〃
長久保川	普通河川	十王町高原	1.2	〃
沢平川	普通河川	十王町高原	2.6	〃
豎破川	普通河川	十王町黒坂	4.5	〃
黒坂川	普通河川	十王町黒坂	1.1	〃

資料 6-2

重要水防箇所

1 河川

河川名	重要水防区域		左右岸別	延長	重要度		重要な理由
	地先名	位置			種別	階別	
久慈川	常陸太田市堅磐町 ～ 神田町	8.0K ～6.5K 上 100m	左	1,149m	堤防高 堤防断面	A B	流下能力不足 堤防断面 1/2 以上
	神田町 ～ 下土木内町	6.5K 上 100m ～6.0K	左	100m	堤防高 堤防断面 すべり	A B B	流下能力不足 堤防断面 1/2 以上 すべり
	神田町	6.5K 上 40m	左	1箇所	工作物	B	桁下不足 (常磐自動車道久慈川橋梁)
	下土木内町	6.0K 上 65m	左	1箇所	工作物	B	桁下不足(榭橋(上線))
	下土木内町	6.0K ～5.0K 下 100m	左	1,631m	堤防高 堤防断面 すべり 漏水	A B B B	流下能力不足 堤防断面 1/2 以上 すべり 漏水
	下土木内町 ～ 東海村竹瓦	5.0K 下 100m ～4.0K 上 100m	左	300m	堤防高 堤防断面 漏水	A B B	流下能力不足 堤防断面 1/2 以上 漏水
	東海村竹瓦 ～ 留町	4.0K 上 100m ～3.0K 上 100m	左	529m	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	流下能力不足 堤防断面 1/2 以上 漏水
	留町	3.5K 上 100m ～2.5K 下 100m	左	1,200m	堤防高 堤防断面 すべり	B B B	流下能力不足 堤防断面 1/2 以上 すべり
	留町	3.0K 上 190m	左	1箇所	工作物	B	桁下不足 (JR 常磐線久慈川橋梁)
	留町	2.5K 下 20m	左	1箇所	工作物	B	桁下不足(久慈大橋側道橋)
	留町	2.5K 下 35m	左	1箇所	工作物	B	桁下不足(久慈大橋)
茂宮川	久慈町、留町	(左)0.2K～1.4K (右)0.2K～1.4K	左右	2,700m	堤防高	A	堤防高不足(L1 津波)
	久慈町、茂宮町	1.7K～1.8K	右	100m	堤防高	A	堤防高不足
	茂宮町	1.8K～1.9K	右	480m	新堤防	B	施工後 3 年未満
	茂宮町	2.4K～3.4K	左右	2,000m	新堤防	A	施工後 1 年未満
十王川	川尻町	0.0K～0.5K	左右	1,000m	堤防高	A	堤防高不足 流下能力不足
	川尻町、十王町	0.5K～1.2K	左右	1,400m	流下能力	B	流下能力不足
	十王町	4.4K～5.3K	左右	1,800m	堤防高	A	堤防高不足
	川尻町	0.1K	左右	1箇所	工作物	A	流下能力不足 径間長不足
	十王町	0.9K	左右	1箇所	工作物	B	流下能力不足 径間長不足 桁下高余裕高不足
	十王町	2.8K	左右	1箇所	工作物	B	径間長不足
	十王町	5.0K	左右	1箇所	工作物	B	流下能力不足 桁下高余裕高不足
小石川	十王町	0.0K～0.3K	左右	600m	堤防高	A	堤防高不足(高潮) 流下能力不足
	十王町	0.3K～1.0K	左右	1,400m	流下能力	B	流下能力不足
	十王町	0.6K	左右	1箇所	工作物	B	径間長不足 桁下高余裕高不足
大沼川	東大沼町	J R 常磐線下流	左右	300m	堤防高	A	堤防高不足
瀬上川	久慈町	最上流部	左右	140m	堤防高	A	堤防高不足(波浪)

資料 6-2

2 海岸

海岸名	重要水防区域		延長	重要度		重要な理由
	地名	位置		種別	階別	
川尻港海岸	川尻町1丁目 ～折笠町	港湾区域		高潮 堤防の開口部	B B	高波 堤防の開口部
河原子港海岸	河原子町	港湾区域		侵食 堤防の開口部	A B	浸食
会瀬漁港海岸	会瀬町1丁目 ～相賀町	漁港区域	1,463m	高潮 高潮・堤防の開口部	A A	越波 堤防の開口部
水木漁港海岸 (水木地区)	水木町	漁港区域		高潮 堤防の開口部 浸食	A A A	越波 堤防の開口部 浸食
伊師海岸	十王町		3,990m	高潮 浸食	B B	高潮 浸食
小木津海岸	小木津町		1,131m	高潮 浸食 堤防の開口部	B A A	高潮 浸食 堤防の開口部
日高海岸	日高町		1,169m	浸食 堤防の開口部	A A	浸食 堤防の開口部
田尻海岸	田尻町		209m	浸食	A	浸食
滑川海岸	東滑川町		1,583m	高潮 施設の老朽化	B A	高潮 施設の老朽化
宮田海岸	東町		1,558m	高潮 浸食	B B	高潮 浸食
助川海岸	旭町		560m	浸食 堤防の開口部	B B	浸食 堤防の開口部
会瀬海岸	旭町		200m	高潮 浸食 堤防の開口部	B B B	高潮 浸食 堤防の開口部
成沢海岸	東成沢町		238m	高潮 浸食 施設の老朽化 地震	B B A A	高潮 浸食 施設の老朽化 地震
多賀海岸	国分町		2,200m	高潮 浸食 堤防の開口部	B B B	高潮 浸食 堤防の開口部
金沢海岸	東金沢町		1,286m	高潮 侵食 堤防の開口部 施設の老朽化	A B B A	高潮 侵食 堤防の開口部 施設の老朽化

資料 6-3

水防警報対象水位観測所・警戒水位・危険水位及び洪水予報指定区間

1 水防警報対象水位観測所・警戒水位・危険水位

(単位：m)

河川名	観測所名	位置	指定水位	警戒水位	危険水位	計画高水位
久慈川	富岡	河口から 25.4km (常陸大宮市富岡)	1.50	2.50	3.50	6.09
〃	榊橋	河口から 6.2km (日立市神田町)	2.70	3.70	6.70	7.54
山田川	常井橋	合流点から 7.1km (常陸太田市大方町)	2.00	3.00	3.80	4.45
里川	機初	合流点から 4.6km (常陸太田市幡町)	2.00	3.00	3.10	4.60

※ 指定水位、警戒水位、計画高水位については、水位標読み値で表示してある。

2 水防警報区

河川名	実施区間	担当官署名
久慈川	左岸：茨城県常陸大宮市辰ノ口地先から海まで 右岸：茨城県常陸大宮市岩崎地先から海まで	国土交通省関東地方整備局 〈常陸河川国道事務所〉

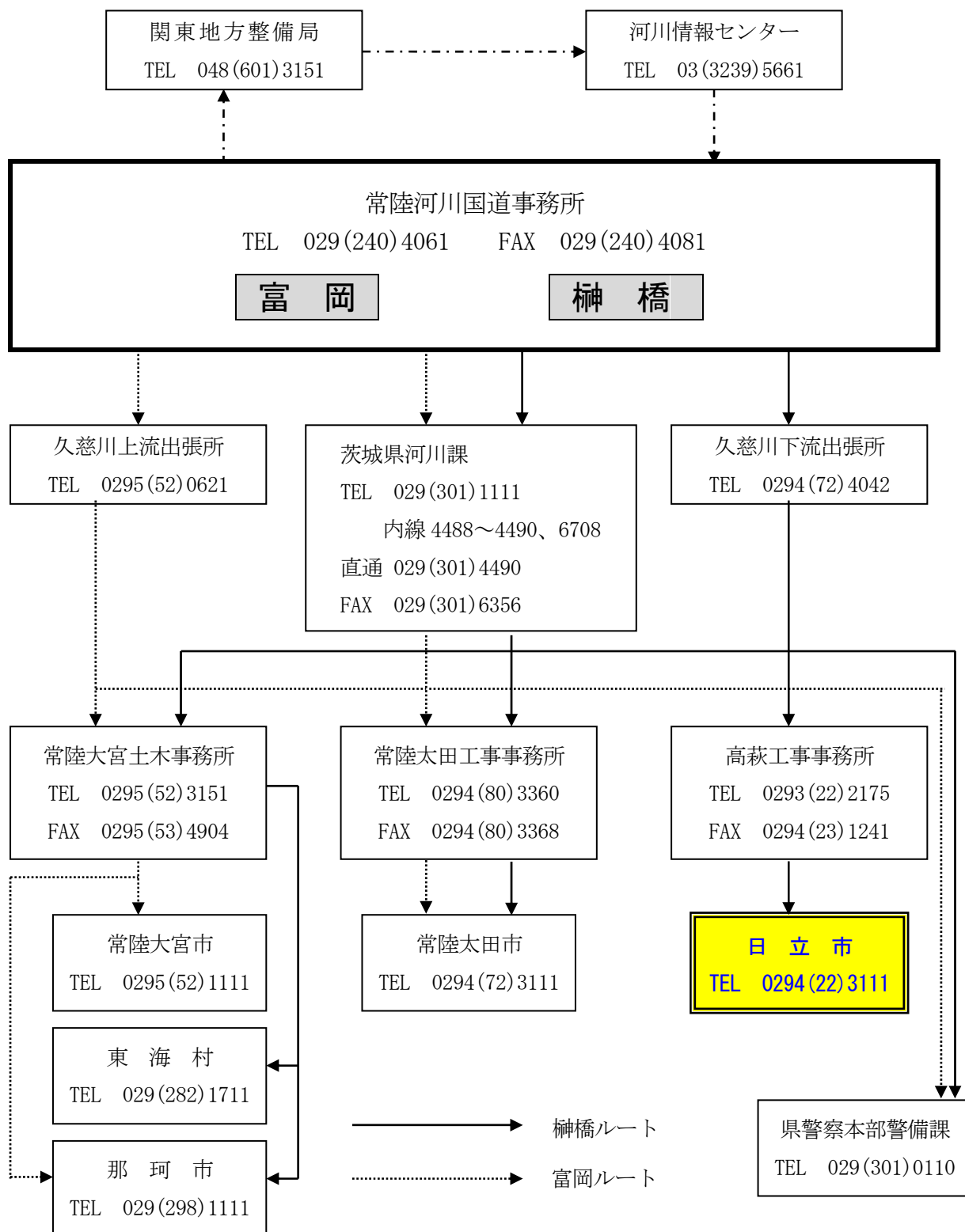
3 洪水予報指定区間

河川名	実施区間	洪水予報基準地点	担当官署名
久慈川 (S32. 1. 21 指定)	左岸：茨城県常陸大宮市 辰ノ口地先から海まで 右岸：茨城県常陸大宮市 岩崎地先から海まで	富岡 榊橋	国土交通省関東地方整備局 〈常陸河川国道事務所〉 水戸地方気象台

水防警報連絡系統図

平成 30 年 4 月 1 日現在

【 久 慈 川 】



資料 6-5

洪水予報及び水防警報の種類と発表基準

1 洪水予報の種類と基準

種類	基準
はん濫注意情報	はん濫注意水位に達した時
はん濫警戒情報	避難判断水位に達した時、あるいは、水位予報に基づきはん濫危険水位に達すると見込まれる時
はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達した時
はん濫警戒情報	はん濫が発生した時

(注) 常陸河川国道事務所と水戸地方気象台が共同発表する。

2 水防警報の種類と基準

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する連絡情報、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又は、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

資料 6-6

待機の時期及び指示の時期

1 待機の時期

状 況	当 該 区 域
地域的集中豪雨等があったとき	上 流 部
出水初期において出水現象が休日あるいは夜間に急激に起こることが予想されたとき、当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	上 流 部 ・ 中 流 部
当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	中 流 部 ・ 下 流 部
滞水時間が長く続いているような場合、水防活動を止めることはできないが、出勤人員を減らしても差し支えないと認められたとき	下 流 部
降雨状況から水位の再上昇が予想されるとき、当該基準観測所の水位がはん濫注意水位程度であって下降し始めたとき	上流・中流・下流部
その他の事由により必要と認めたとき	上流・中流・下流部

2 指示の時期

指示については、その基準となるものは定め難いが、次表を考慮し、指示区域内の危険度並びに現地状況等を勘案して行う。

指示内容	状 況	水 防 工 法
越 水	洪水警報によって予想された水位、あるいは上流部の水位により推定して越水のおそれが予想されるとき	「積土のう、蛇籠積」など
決 壊	洪水時に既に発表された予報や警報、あるいは洪水規模から堤防の波かけや護岸の決壊が想定されるとき	「木流し及び竹流し・表むしろ張」、水衡部には「川倉・聖牛」
漏 水	洪水の大きさ及び滞水時間等を、洪水予報あるいは上流側の水位から推定して漏水のおそれが予想されるとき	「月の輪、釜段工」「表むしろ張」など
亀 裂	築堤施工直後の新堤あるいは基礎地盤の不良な堤防、又は洪水の滞水時間が長時間にわたる場合等の理由により亀裂の生ずるおそれがあるとき	「折返」「控取」「つなぎ縫」 「五徳縫」など
法 崩 れ	洪水規模が大きく、かつ滞水時間が長時間にわたるとき、あるいは豪雨等により堤防が湿潤状態になることが予報、警報又は河川状況により推定されるとき	「杭打積土のう」「土のう羽口」「五徳縫」など
そ の 他	水位の上昇下降最高水位の大きさ及びその時刻、滞水時間等の実況を示すとき	

資料 6-6

待機の時期及び指示の時期

1 待機の時期

状 況	当 該 区 域
地域的集中豪雨等があったとき	上 流 部
出水初期において出水現象が休日あるいは夜間に急激に起こることが予想されたとき、当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	上 流 部 ・ 中 流 部
当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	中 流 部 ・ 下 流 部
滞水時間が長く続いているような場合、水防活動を止めることはできないが、出勤人員を減らしても差し支えないと認められたとき	下 流 部
降雨状況から水位の再上昇が予想されるとき、当該基準観測所の水位がはん濫注意水位程度であって下降し始めたとき	上流・中流・下流部
その他の事由により必要と認められたとき	上流・中流・下流部

2 指示の時期

指示については、その基準となるものは定め難いが、次表を考慮し、指示区域内の危険度並びに現地状況等を勘案して行う。

指示内容	状 況	水 防 工 法
越 水	洪水警報によって予想された水位、あるいは上流部の水位により推定して越水のおそれが予想されるとき	「積土のう、蛇籠積」など
決 壊	洪水時に既に発表された予報や警報、あるいは洪水規模から堤防の波かけや護岸の決壊が想定されるとき	「木流し及び竹流し・表むしろ張」、水衡部には「川倉・聖牛」
漏 水	洪水の大きさ及び滞水時間等を、洪水予報あるいは上流側の水位から推定して漏水のおそれが予想されるとき	「月の輪、釜段工」「表むしろ張」など
亀 裂	築堤施工直後の新堤あるいは基礎地盤の不良な堤防、又は洪水の滞水時間が長時間にわたる場合等の理由により亀裂の生ずるおそれがあるとき	「折返」「控取」「つなぎ縫」 「五徳縫」など
法 崩 れ	洪水規模が大きく、かつ滞水時間が長時間にわたるとき、あるいは豪雨等により堤防が湿潤状態になることが予報、警報又は河川状況により推定されるとき	「杭打積土のう」「土のう羽口」「五徳縫」など
そ の 他	水位の上昇下降最高水位の大きさ及びその時刻、滞水時間等の実況を示すとき	

資料 6-7

水防倉庫及び水防用備蓄資機材

1 水防倉庫

(1) 日立市消防本部

所在地	日立市神田町376-5
名称	水防倉庫（第18分団詰所併設）
管理者	日立市消防本部（南部消防署）
設置年度	平成6年度

2 水防資機材一覧表

(平成30年4月1日現在)

品名	単位	在庫数	
		日立市消防本部	
掛矢蝟槌	丁	50	
スコップ	丁	70	
斧又は鉋	丁	29	
救命具	着	4	
鋸	丁	12	
ノコギリ鎌	丁	5	
杭木	本	20	
鉄杭（SPパイル）	本	100	
合成せいの土のう	枚	300	
縄	巻	15	
鉄線	束	6	
合成せいのシート	枚	4	
表はりシート	枚	—	
むしろ	枚	—	
ツルハシ	丁	—	
カナヅチ	丁	—	
鎌	丁	15	
唐鍬	丁	—	
ペンチ	丁	—	
照明灯	基	1	
ゴムボート	舟	1	

水防活動実施報告書

平成 年 月 日

作成責任者

出水の 状況	川 警戒水位		m						
	雨 量		mm						
水防 実施箇所	川 左岸		地先		m				
	右岸								
日 時	自 月 日 時		至 月 日 時						
出動人員	水防団員	消防団員		その他			合計		
	人	人		人			人		
水防作業 の概況 及び工法	箇所				m				
	工法								
水防の 効果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使 用 資 機 材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の死傷			
	丸太								
	その他					雨量水位の状況			
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

身 分 証 明 書

(水防法第49条第2項関係)

(表)

第 号

身 分 証 明 書

住 所

氏 名

職 業 年 齢

上記の者は、水防法第49条第1項の規定により、立入りすることができる者であることを証する。

発行年月日

有 効 期 限

任命権者

Ⓜ

6 cm

8 cm

(裏)

水防法抜粋

(資料の提出及び立入)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は、消防機関に属する者は、前項の規程により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

資料 6-10

公用負担権限委任証明書・公用負担命令書

1 公用負担権限委任証明書

<p>公用負担権限委任証明書</p>			
第	号	<p style="text-align: center;">○ ○ 水防団部長 (氏 名)</p>	
<p>上記の者に××区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。</p>			
<p style="text-align: center;">年 月 日</p>			
<p>水防管理者</p>			
<p style="text-align: center;">○ ○ 市町村長 (氏 名) ㊟</p>			

2 公用負担命令書

<p>公用負担命令書</p>			
第	号	<p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p>	
目的物	種類	員数	
負担内容	使用,	収用,	処分
<p style="text-align: center;">年 月 日</p>			
<p>水防管理者</p>			
<p style="text-align: center;">○ ○市町村長 (氏 名)</p>			
<p style="text-align: center;">事務取扱者 (氏 名) ㊟</p>			

土のうストックヤード一覧表

No.	保 管 場 所
1	西部支所
2	十王支所
3	北部消防署 十王出張所
4	豊浦支所
5	北部消防署
6	日高支所
7	田尻町 4 丁目
8	日高漁港
9	道路センター
10	日立消防署 田沢出張所
11	日立消防署
12	東成沢町(選管倉庫)
13	産業支援センター
14	多賀消防署
15	多賀市民プラザ
16	千石橋
17	多賀土木資材置場
18	河原子交流センター
19	旧道路センター(倉庫)
20	東大沼ちびっこ広場
21	大沼町 1 丁目
22	大沼町 1 丁目(秋山工務店)
23	みなみかわしり児童公園
24	南部消防署
25	南部支所
26	南部図書館
27	瀬上川

十王ダム操作規則

第1章 総 則

(通則)

第1条 十王ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 十王ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が、毎秒40立方メートル以上である場合における当該洪水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、それぞれ次に定める期間とする。

- (1) 洪水期間 6月21日から10月10日までの期間
- (2) 非洪水期間 10月11日から翌年6月20日までの間

(水位)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高99.5メートルとする。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高104.5メートルとする。

(制限水位)

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、第16条の規定による洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、標高93.0メートルとする。

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高90.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節又は洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては標高93.0メートルから標高104.5メートルまでの容量1,780,000立方メートル、非洪水期間にあつては標高

資料 6-12

99.5メートルから標高104.5メートルまでの容量900,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第11条 流水の正常な機能の維持は、洪水期間にあつては標高90.0メートルから標高93.0メートルまでの容量320,000立方メートルのうち最大30,000立方メートル、非洪水期間にあつては標高90.0メートルから標高99.5メートルまでの容量1,200,000立方メートルのうち最大150,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第12条 水道用水の供給は、洪水期間にあつては標高90.0メートルから標高93.0メートルまでの容量320,000立方メートルのうち最大280,000立方メートル、非洪水期間にあつては標高90.0メートルから標高99.5メートルまでの容量1,200,000立方メートルのうち最大1,010,000立方メートルを利用して行うものとする。

(工業用水の供給のための利用)

第13条 工業用水の供給は、洪水期間にあつては標高90.0メートルから標高93.0メートルまでの容量320,000立方メートルのうち最大10,000立方メートル、非洪水期間にあつては標高90.0メートルから標高99.5メートルまでの容量1,200,000立方メートルのうち最大40,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警報体制)

第14条 高萩土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 水戸气象台から、降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水の発生が予想されたとき。

2 所長は、第16条の規定により洪水に達しない洪水の調節を行おうとする場合において必要があると認めるときは、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警報体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警報体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 知事が別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置。

(洪水調節等)

第16条 所長は、洪水調節又は洪水に達しない流水の調達を、次に定める方法により行うものとする。

- (1) 洪水期間において貯水池の水位が制限水位を超える場合は、洪水期常用洪水吐きからの自然放流
- (2) 非洪水期間において貯水池の水位が常時満水位を超える場合は非洪水期常用洪水吐きからの自然放流

資料 6-12

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、前条の規定による常用洪水吐きからの自然放流により、貯水池の水位を洪水期間にあっては制限水位、非洪水期間にあっては常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警報体制の解除)

第18条 所長は、洪水警報体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第19条 ダムによって貯留された流水は、この操作規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流することができる。

- (1) 洪水期間に移行するに際し、貯水池の水位を制限水位に低下させるとき。
- (2) 第26条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により放流する場合の放流量の限度は、毎秒4.9立方メートルとする。

(放流の原則)

第20条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第21条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第1の左欄に掲げる地点においてそれぞれ同表の中欄に掲げる期間における同表の右欄に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第22条 所長は、水道用水の供給のための必要があると認める場合には、ダム直下地点において毎秒0.386立方メートルの水量を確保できるよう、必要な量をダムから放流しなければならない。

(工業用水の供給のための放流)

第23条 所長は、工業用水の供給のため必要があると認める場合には、別表第2の左欄に掲げる地点においてそれぞれ同表の中欄に掲げる期間における同表の右欄に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第24条 所長は、ダムから放流することにより流水の状況に著しい変化が生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、知事が別に定めるところにより、関係機関に通報するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第25条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブの操作については、知事が別に定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第26条 所長は、知事が別に定める基準に従い、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第27条 所長は、知事が別に定める基準に従い、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第28条 所長は、ゲート及びバルブを操作し、第26条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、知事が別に定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑 則

(実施規定)

第29条 この操作規則の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

資料 6-12

別表第1 (第21条関係)

(単位 毎秒立方メートル)

地 点 名	期 間	水 量
ダ ム 直 下 地 点	1月 1日 ~ 4月 20日	0.216
	4月 21日 ~ 4月 25日	0.389
	4月 26日 ~ 5月 5日	0.544
	5月 6日 ~ 5月 20日	0.609
	5月 21日 ~ 6月 10日	0.539
	6月 11日 ~ 9月 15日	0.434
	9月 16日 ~ 9月 20日	0.387
	9月 21日 ~ 12月 31日	0.216
伊 師 本 郷 地 点	1月 1日 ~ 4月 25日	0.155
	4月 26日 ~ 4月 30日	0.131
	5月 1日 ~ 5月 5日	0.277
	5月 6日 ~ 6月 10日	0.283
	6月 11日 ~ 9月 10日	0.320
	9月 11日 ~ 9月 20日	0.153
	9月 21日 ~ 12月 31日	0.136

別表第2 (第23条関係)

(単位 毎秒立方メートル)

地 点 名	期 間	水 量
ダ ム 直 下 流 地 点	1月 1日 ~ 12月 31日	0.002
伊 師 本 郷 地 点	1月 1日 ~ 12月 31日	0.012